

I O C 倫理規定 [抄]

1999. 6. 20

国際オリンピック委員会

A 尊 厳

- 1 個人の尊厳を守ることは、オリンピズムの根本要件である。
- 2 人種、性別、民族、宗教、思想、政治的見解、婚姻状況またはその他の根拠に基づき、参加者を差別することがあってはならない。
- 3 参加者に対し、いかなる身体的および精神的障害をもたらす行為も許容されない。ドーピングは、いかなるものであれ厳密に禁じられる。オリンピック・ムーブメントアンチ・ドーピング規程中の反ドーピング条項は、厳しく遵守されなければならない。
- 4 参加者に対する身体的、精神的、職業的、性的な嫌がらせは、すべて禁じられる。
- 5 オリンピック関係者は選手の身体的、精神的なバランスのための安全、福利、医療ケアの条件を保証する。

B 高 潔

- 1 オリンピック関係者またはその代理人は、オリンピック競技大会の開催に関連し、いかなる性質であれ、秘密の報酬、手数料、手当、サービスを直接または間接的に懇請、受領または提供してはならない。
- 2 オリンピック関係者は、尊敬または友情の印として、地元の慣習に従ったごくわずかな価値の贈り物のみ受け取ることができる。その他の贈り物はすべて、受領者が所属する組織に提出するものとする。
- 3 オリンピック関係者のメンバーおよびスタッフ、およびこれに随行する者に対する歓待は、開催国における一般的な基準を超えるものであってはならない。

- 4 オリンピック関係者は、自らが所属する組織およびオリンピック・ムーブメント内の組織間において、いかなる利害の衝突も避けなければならない。万一利害の衝突が生じた場合、または利害の衝突が生じる危険性がある場合には、当該組織は I O C 理事会にこれを通知し、同理事会が適切な処置を講じるものとする。
- 5 オリンピック関係者は、相応の注意をもって自らの使命を果たさなければならず、オリンピック・ムーブメントの評判を汚すような行為をおこなってはならない。
- 6 オリンピック関係者は、オリンピック憲章および本規程に定める原則に反する活動をおこなっている企業または人物と関与してはならない。
- 7 オリンピック関係者は、I O C の機関内において、特定の方法で投票または介入をおこなうよう指示を与えたり受けたりしてはならない。

C 資 金

- 1 オリンピック関係者の資金は、オリンピックの目的にのみ使用するものとする。
- 2 オリンピック関係者の収入および支出は、一般に認められている会計原理に基づいて維持される帳簿に記録するものとする。これらの帳簿は、独立した会計監査人による監査を受けるが、I O C 理事会が指名する専門家による監査を受ける場合もある。
- 3 オリンピック関係者は、放送会社、スポンサー、パートナーおよびその他のスポーツ・イベント・サポーターが、オリンピック競技大会の発展および威信のために、世界中で多大な貢献を果たしていることを

認識する。ただし、このようなサポートは、競技規則、およびオリンピック憲章および本規程に定める原則を満たす形でおこなわれなければならない。スポーツ機関の運営を妨げるものであってはならない。競技大会の組織、運営の全責任は、I O Cが承認した独立競技団体に与えられるものとする。

D 候補都市

- 1 オリンピック関係者は、オリンピック競技大会の普遍性および政治的中立の原則にしたがい、国家機関と調和の取れた関係を維持しなければならない。ただし、オリンピック理念を導いた人道、友愛および個人の尊重の精神は、オリンピック競技大会開催国の政府に対し、オリンピック憲章および本規程に定める原則を誠意を持って尊重することを求めるものである。
- 2 オリンピック関係者は、自らが属する国において、公人としての役割を自由に果たすことができる。ただし、オリンピック憲章および本規程に定められた原則および規則に反する行動を取ったり、それに反するイデオロギーに従うことは認められない。
- 3 オリンピック関係者は、自らが開催するあらゆるイベントに際し環境保護に努め、オリンピック競技大会においては、一般的に認められた環境保護基準を奨励するものとする。

E 国との関係

- 1 オリンピック関係者は、オリンピック競技大会の普遍性および政治的中立の原則にしたがい、国家機関と調和の取れた関係を維持しなければならない。ただし、オリンピック理念を導いた人道、友愛および個人の尊重の精神は、オリンピック競技大会開催国の政府に対し、オリンピック憲章および本規程に定める原則を誠意を持って尊重することを求めるものである。

- 2 オリンピック関係者は、自らが属する国において、公人としての役割を自由に果たすことができる。ただし、オリンピック憲章および本規程に定められた原則および規則に反する行動を取ったり、それに反するイデオロギーに従うことは認められない。
- 3 オリンピック関係者は、自らが開催するあらゆるイベントに際し環境保護に努め、オリンピック競技大会においては、一般的に認められた環境保護基準を奨励するものとする。

F 機密性

オリンピック関係者は、機密として与えられた情報を開示してはならない。情報の開示は私利私欲のためであってはならず、またいかなる人物または組織の評判を故意に傷つけるためにおこなってもならない。

G 実施

- 1 オリンピック関係者は、オリンピック憲章および本規程に定められた原則および規則が確実に適用されるようにするものとする。
- 2 本規程に対する違反があった場合、オリンピック関係者は倫理委員会に報告するものとする。
- 3 倫理委員会は年に一度、I O C会長および理事会に対し、本規程の適用に関する報告書を提出し、規則違反があった場合には報告書の中で必ず言及するものとする。委員会はI O C理事会に対し、責任者に対して取るべき制裁措置を提案するものとする。
- 4 倫理委員会は、本規程の実施に関する条項を定めることができる。

(「スポーツ関係六法2008」より)